中野公認会計士事務所
NAKANO C.P.A. OFFICE

中野短信
a short letter 第73号

2019年2月13日発行
TEL：075－431－4361
FAX：075－431－4365
http://www.nakano-cpa.com/

今回のテーマ：「働き方改革関連法」施行

本年4月1日から、働き方改革関連法が順次施行されます。今回は、その中から中小企業に関係する主な項目と、中小企業が取るべき対応についてお知らせします。

1. 中小企業の範囲

中小企業の範囲は次のとおりです。どちらかの基準で判定し、該当すれば中小企業です。（大企業はどちらにも該当しない法人です。）個人事業主や医療法人などは労働者数基準で判定します。

業種区分	資本金基準	労働者数基準
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業		100人以下
卸売業	1億円以下	
以外	3億円以下	300人以下

2. 主な項目と取るべき対応

主な項目は3つ、各企業が取るべき対応は次のとおりです。

実施時期	主な項目	取るべき対応
2019年4月	年次有給休暇の付与の義務化 ・年5日を付与（10日以上付与する労働者に限る） ・時季指定は労働者の意見を聴くこと	・就業規則の改定 ・取得促進のための環境及び制度作り など
2020年4月 （大企業は2019年4月）	時間外労働の上限規制（36協定の締結・届出が必要） ＜原則＞ ・月45時間、かつ、年360時間 ＜特例＞ ※臨時的な特別の事情がある場合に限る ・時間外労働 … 年720時間以内 ・時間外・休日労働 … 単月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内 ・月45時間を超える時間外労働は 年6回まで	・労働時間把握の強化 ・業務の効率化 ・労務管理の見直し など
2023年4月 （大企業は2010年4月）	月60時間超の時間外労働割増賃金率の引上げ ・25％ → **50％**	・長時間労働の抑制 ・増加人件費の把握 など

上表のとおり、就業規則と労務管理の見直しは必須です。